

令和3年度

いじめ防止基本方針



朝霞市立朝霞第四中学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめの早期発見への取組	3
第3 いじめの早期解決への取組	4
第4 いじめの問題に向けての校内組織	5
第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	6
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	7
第7 年間行事予定	8

はじめに

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど人権に関わる重大な問題である。いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許されることではない。

いじめ事象の発生・深刻化を防ぐには、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる体制を構築しなければならない。あわせて、学校として教育活動の全てにおいて人権を大切にする精神を貫き、いじめを許さない意識を醸成することが重要である。意識醸成の基盤として学校環境を整えるとともに学校生活を充実させ、自分の夢や志をもたせる。さらに中学校教育を本校では「大人になるための準備期間」と位置づけ、生活や学習、健康体力の基礎基本について定着の徹底を図り、生徒相互の教育力を活用する。

そこで、本校では次の①～⑦をいじめ防止対策の重点とした。

～いじめ根絶と青年期における人間力の向上を目指して～

- ① 生徒の心を耕す規範を形成する教育と道徳教育の推進
- ② 報告・連絡・相談・確認の徹底
- ③ 組織体としての生徒指導の確立
- ④ 生活規範〈四中授業スタンダード〉の徹底
- ⑤ 小・中連携教育のさらなる推進
- ⑥ 「チーム四中」の推進（学校・保護者・地域・外部機関との連携）
- ⑦ 清掃指導の徹底（自問清掃の実施）

朝霞市立朝霞第四中学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下「朝霞第四中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、朝霞市、学校、家庭、地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のために対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1　いじめの未然防止のための取組

教員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていく体制の充実を図るなど、いじめの未然防止に努める必要がある。

① 生徒の望ましい人間関係づくりに関わる具体的な教育活動

- ・道徳教育の充実を図り、豊かな情操と心の通う対人関係づくりの充実を図る。
- ・ハイパーQ-U テストの実施による生徒の人間関係やコミュニケーション能力の実態把握
- ・生徒会主導による「いじめ撲滅運動」等の実施

② 職員研修会の実施について

- ・講師を招聘した道徳教育に関わる研修会の実施
- ・道徳の教科化に伴う校内研修会の実施
- ・道徳及び生徒指導等に関する小中学校合同研修会の開催（年間1回）

③ 保護者向け啓発の実施について

- ・保護者会でのいじめ防止啓発資料等の配布
- ・学級懇談や三者面談等での相談や実態把握などの話し合い（年間3回程度）

第2 いじめの早期発見への取組

学校の教育理念等に基づき、いじめの早期発見に向けた学校の取組を明記する。

本校では、生徒指導の理念（考え方、方針）に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部では、「生徒対象いじめアンケート調査」を毎月実施する。短いスパンでアンケート調査を行うことで、いじめの早期発見と初期対応を図る。(月1回)
- (2) 教育相談部は、心のアンケートを各学期に一度実施し、悩みごとやいじめに対する聞き取りと個別対応を図る。(学期1回)
- (3) 朝霞市教育委員会からの「保護者対象いじめアンケート調査」を活用し、いじめの情報を掌握する。

本校は、全教職員が、生徒のささいな変化に気付くとともに、生徒の現状を情報共有しつつ、速やかに対応するため、全教職員が以下の取組を実践する。

- ① 授業中：四中授業スタンダードの徹底と、姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート、机上等の落書き等の観察
- ② 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいでいる様子が見られる等の状況把握。
- ③ 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、当番を押し付けられる等の状況把握。
- ④ 部活動：無断で休む、ペアにならない、雑用を無理やりやらされている等の状況把握。
- ⑤ 登下校時：独りぼっち、荷物をもたされている等の状況把握

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、生徒指導の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が以下の取組を実践していく。

いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や再発防止に活かす。

(1) いじめている生徒への指導

- ・いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- ・安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な処置をとる。
- ・いじめを完全にやめさせる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- ・多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- ・役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたらすとともに、教職員との信頼関係をつくる。
- ・いじめの内容によっては朝霞警察署と連携を図り、対応する。

(2) いじめられている生徒への支援

- ・秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- ・いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- ・不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- ・自分の気持ちに自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 保護者への対応

ア 被害者の保護者に対して

- ① 速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
- ② 学校として、徹底して生徒を守り、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ④ 定期的に面談・家庭訪問をし、誠意をつくした対話をする。
- ⑤ 生徒の様子の変化などの経過について綿密に連絡を取り合う。

イ 加害者の保護者に対して

- ① 速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再度、確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ② いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③ いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④ 家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。 「New I's」 参照

第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「いじめ等防止対策委員会」という）を置くものとする。

この組織は朝霞第四中学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認やいじめ防止対策推進法第28条で規定する重大事態がおきたときの調査をする組織の母体となるものとする。

1、構成員

この会議の構成員には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員を充て、個々の事案により、学級担任や部活動顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて警察や児童相談所等の関係機関に出席の要請をする。

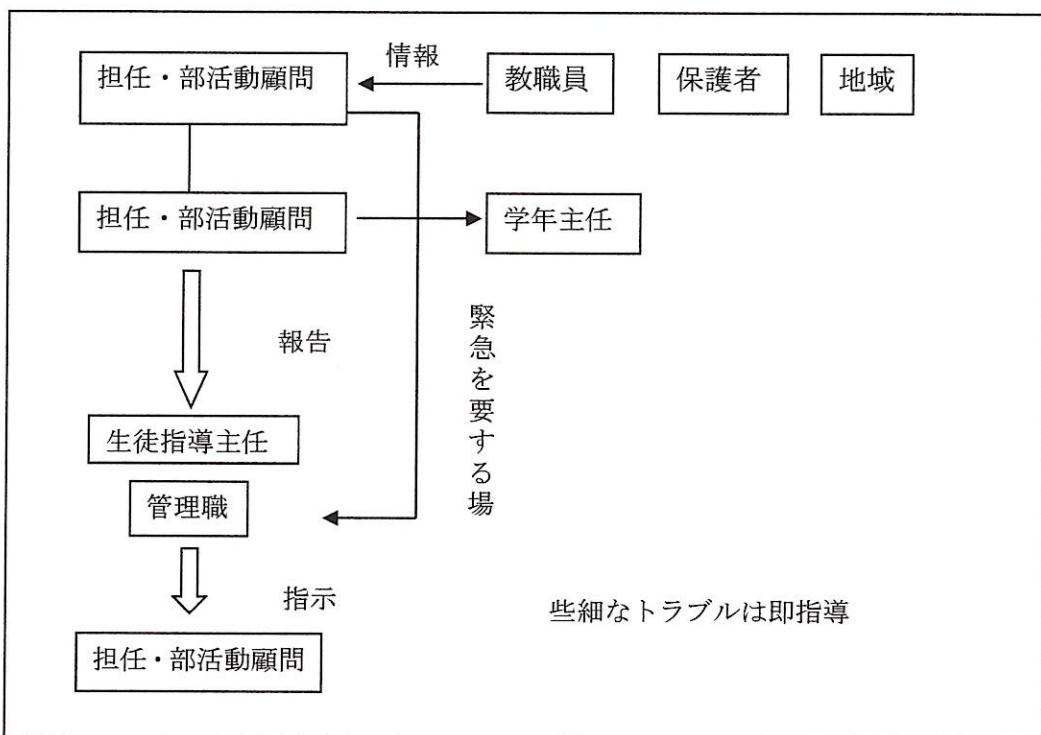
【活動内容】

- ・家庭、地域、関係機関との密接な連携を図る
- ・本校研究による教育活動及び職員研修会の実施
- ・職員会議、生徒指導部会を通じて、全体の共通理解と情報の交換

【開催】

- ・年3回開催
- ・いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催

2、初期対応



第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対し行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者かあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、学校が、「重大事態」に対処する方向性を全職員及び外部に対して、わかりやすい対処方針を明記する。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」におけるいじめ等対策委員会において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全教職員で再発防止に努める。

- ・ いじめ等対策委員会では、「重大事態」が二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ・ いじめ等対策委員会では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校の教育理念等に基づき、インターネット上のいじめ防止対策に係る取組を以下に明記する。

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、生徒についても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

○ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施

- ・埼玉県警サイバー犯罪対策課、朝霞警察署への講演依頼
- ・青少年のネットモラル啓発DVD等の具体的な資料等の活用

○保護者の意識啓発

- ・全保護者を対象とした「学校生活についてアンケート」の実施や学校だよりやホームページを通していじめに係る保護者の意識の高揚を図る。

第7 年間行事予定

	未然防止	早期発見	対応
4月	保護者会 生活アンケート 年間を通じてあいさつ運動		
5月	ハイパーQ - Uの実施		
6月	生徒会「いじめ撲滅運動」		
7月	非行防止教室 保護者会	三者面談・家庭訪問 心のアンケート 保護者対象いじめアンケート いじめ防止等対策委員会開催	随時対応・早期対応・教育委員会へ報告
8月	小・中合同研修会	三者面談・家庭訪問	
9月	生活アンケート		
10月			
11月	いじめ防止月間 教育相談週間 二者・三者面談の実施		
12月	保護者会	心のアンケート 保護者対象いじめアンケート いじめ防止等対策委員会開催	
1月	生活アンケート		
2月	ハイパーQ - Uの実施		
3月		心のアンケート 保護者対象いじめアンケート いじめ防止等対策委員会開催	